

2016

ジェンダー論

試験対策プリント（講義内容まとめ）

東京大学 水曜五限 担当教員 瀬地山 角

はじめに

瀬地山先生の評判よさと女子の多さにつられてこの授業をとってしまった方々お疲れ様です。「試験なんて下ネタ書けばいいんだろwww」と思っていた方々は過去問を見て絶望感に浸っているのではないのでしょうか。スライドが配布されると信じてノートをとってこなかった方々、ご愁傷さまで。スライドはほとんど配布されませんでしたね。そんな方々の最後のあがきを少しでもサポートできるようなシケプリを作成したつもりです。ただ、授業、試験の性質上、シケプリといっても講義内容まとめにすぎません。テスト直前まで授業内容、流れをしっかりと復習し、瀬地山さんの考え方を把握することに役立ててください。ちなみに、早々にこのシケプリを発見なさった方々は、講義内容まとめがあるからと言って授業を切ることはお勧めしません。授業自体面白いですし、ジェンダー論は下ネタの授業などという誤った解釈のまま試験に臨むことになりかねないからです。

このシケプリに引用したデータはネット、もしくは過去のシケプリから勝手に引っ張ってきたものが多いので、個人利用にとどめてください。

作成者 S.H.

初回

構築主義 性に関する意味づけは社会、時代によって異なるという考え方。

本質主義 性=生殖。カトリックのように、性に関する絶対的意味づけが時代を超えて普遍に決まっているという考え方。

もちろんジェンダー論では構築主義の立場が大事。

恋愛結婚→普通ではない

障壁のある社会 カースト、階級社会...etc. (与謝野晶子の恋愛詩はそれがあたりまえでなかったからこそ成立した。) 宮廷恋愛/12世紀の騎士道 (騎士は貴婦人を愛したが、結婚とは別の話) 恋愛と結婚は別のものだった。(恋愛は結婚の外)

ピューリタニズム (清教徒主義) : 17C. 中級階級まで恋愛=結婚の価値が下りてくる。→Romantic love ideology 「最高の人と生涯一緒に」

近代家族 18~19C

① 愛情による結びつき

② 性役割分業を特徴とする近代特有の家族

労働力ではなく、学校に行く「子供」が誕生、強い親子愛、夫婦愛も生まれる。

制約：家系の制約の消滅—階層の標準化により消滅 (⇔一族のものとしての結婚 (ex 政略結婚)) (性=生殖)

父系制—強固な家制度を持つ父系制の戦前の日本社会では、妻の不倫は、父系の一族にとって何の血縁もない人間を養育する可能性を持つため、厳しく規制する必要があった→姦通罪

家計の制約の誕生—働き者か/家の経済力になるか

日本では...

日本で恋愛結婚がお見合い結婚を上回ったのは1960年代半ば。このころから近代家族が前端的に展開。

・1959年皇太子明仁が「恋愛」結婚する。(皇室のイメージアップ戦略か?)

・有名女性誌の創刊

・高度経済成長により農村の人口が都会に流入。また、高度成長により子供が親よりも豊かになり、結婚は階級上昇を意味した。

まとめ **結婚とは別のものとされていた性関係が結婚の中に閉じ込められた。**

第二、三回

婚姻前性交渉 婚姻前性交渉をすることに対する意識調査によると、現在の日本では男女差よりも世代差が大きい。若い世代が当然視している一方、1960年代生まれを境に否定的意見を持つ人が多数派となる。1980年代に日本人の性意識、行動に大きな変化が起きている。(ex J R 東海、アルペンのCM等、恋人の性関係を前面に押し出す風潮)

門限 門限は子供の性行動を制限するものにはなっていない。親世代は門限で娘の貞操を管理しているつもりになっているが、**22歳で8割が性交渉経験済み**。親世代と子世代の意識のギャップの産物。

平均初婚年齢 男子 30.7歳 女子 29.0歳

でき婚

1980	1985	1990	1995	2000	2009
12.6	17.3	21.0	22.5	26.3	25.3

ここでも1980年代の性意識の変化がみられる

嫡出第一子に占めるでき婚の比率

	2009	2000	1980
15~19	81.5	81.7	47.4
20~24	63.6	58.3	20.1
25~29	24.6	19.6	7.8
30~34	12.1	10.9	7.1

世代による差がみられる。

離婚 18年連続で既婚者の3割越え。恋愛結婚で結婚の入り口が自由化されたが、「最高の人と生涯一緒」は不可能なので、当然出口も自由化。当然失業率などと比例するが、近年では「生涯一緒」よりも「最高の人」を優先する結果とも言える。

性的自己決定権 1.自分の性は自分で決める
2.相手の性を尊重する
これを認めることが需要。

まとめ 1980年代から結婚の手前に性が流れ出た。

第四回

離婚についての補足

離婚時の親権の問題 単独親権は問題。（離婚後も両者が子供に対して責任を持つべき。）
欧米では共同親権が一般的。

養育費 養育費は自分で稼げない子供に権利があるのであって、本来「養育費なんていいから別れて！」などと親が勝手に決めていいことではない。養育費の問題については公正証書を作ろう。（養育費が払われなかった場合裁判所から強制執行をかけられる。）

有責主義と破綻主義 **有責主義** 有責配偶者（離婚に関して責任のある配偶者）からの離婚請求を認めない。

⇔**破綻主義** 数年の別居など、結婚生活が破綻した場合、どちらの責任かは問わず、離婚を認める。（現在の法律）

本当に破綻主義は両性に平等なものになったのか？→年齢に比例して再婚が難しくなる時期に数年の別居など、結婚生活の破綻がないと離婚できないのは逆にひどいのではないか？

夫婦別姓 夫婦別姓を認めない理由がない。 研究者などにとって姓が変わるのは論文執筆時など非常に不利。夫婦別姓は家庭の距離を遠くするなどの理論は、現行で夫婦別姓を認めている社会（中国も朝鮮半島も認めている）を見れば成り立たないことは自明。（国内でも、国際婚では原則として別姓！）1996年には法制審は通っていたが、形式的平等制があだになって改正が遅れていた。やっと2015年の最高裁判決で夫婦別姓を認めないことは違憲との判決が出た。

理系とジェンダー

2030（にまるさんまる） 2030年までに主導的な地位に就く女性を3割にする。
（企業にプランの作成を義務付けた）

高等教育在学率 短大を除くと、先進校の中で日本だけ女性のほうが少ない。

小保方さん報道 小保方さん報道において、「若い」「女性」研究員であることに注目したのは日本と韓国くらい。
→年功序列、男性中心主義

女性は理系に向いていない？ 完全なデマ。データによると、数学、科学とも女性のほうが平均点の高い国は多数ある。これは生物学的問題ではなく、ジェンダーの問題。

5月11日

同性愛

西洋・キリスト教 『ユダの手紙』6～7節「ソドムとゴモラ」で、「不道徳/不自然な肉欲」との記述。

『創世記』19章5節はソドムの人々が同性男性愛であり、永遠の火の中に入れられる。→sodomy (同性間の性交、猥姦、肛門性交)

『新約ローマ人への手紙』1章27節ローマ人の同性愛を描写、全否定。しかしここまでは肛門性交はまだ **Crime** ではなく **Sin** だった。

ギリシャ

神話に、同性愛の描写。また、同性愛を原理とした少年による強力な軍隊の存在。→キリスト教浸透以前は同性愛に寛容な社会が存在。キリスト教流入後、強い抑圧。

中世

1533 ヘンリー8世の法 **Buggery** (肛門性交) が刑法の対象となる。
→**Crime** へと変化

19世紀

医学の発達。病理として男性同性愛がとらえられるようになった。この時代は公衆衛生、貧困、人口問題等、一般市民の生活が問題となった時代。医学を経由することで行為→人格の結びつけがされてしまった。(同性間の性行為=同性愛者というくくり。テニスをするひとがテニスプレイヤーとしての自覚を必ずしも持たないのと同様に、同性間での性行為を行ったからと言って、同性愛者であるという評価を受けることはおかしい。)

1885年 刑法改正 **Gross indecency** が軽罪として処罰。(英)

20世紀

1967年 性犯罪法改正(英) 私的な場所で双方の合意のもと21歳以上が同性間で性行為を行うことは罪を問われない。(ドイツでも1969年に改正)

(ここまでは男性同性愛の話。女性は独立して生活することが困難であり、だいたいは結婚していたため、隠れての行為はあったものの、刑法で罰が課されることはなかった。)

日本

江戸時代 井原西鶴「男色大鑑」野傾論→男性間、男女間は等価に扱われていた。

Ex 男娼

参考 <http://www.geocities.co.jp/Berkeley/9559/gayhistory8.htm>

18Cまでこのような風潮が一般的であった。(担い手は僧侶、武士)

1719年 朝鮮通信誌「海遊録」(「日本開見雑録」)内でも日本の男娼について触れられている。朝鮮側が男女の情愛は天の与えたものであり、男娼の文化は奇怪きわまると述べている。これに対して日本側が、「学士いまだこの楽しみを知らざるのみ。」と返している。儒教の広まった朝鮮半島では江戸の男娼の文化は理解できないものだった。

(儒教では後継ぎがいる人の遺体は火葬してはいけないが日本は火葬しているなど、日本の儒教はかなり適当な入り方をした。)

日本の僧侶は欲を捨てるために妻帯を捨てたが、男色に走ることを禁じてこなかったため、僧と稚児との性関係はふつうであった。

- 明治時代** 森鷗外による、軟派/硬派の描写。寄宿舎を舞台にした男性同性愛。
→担い手が学生に
薩摩の郷中教育 稚児 (14~15 歳) が他の郷の男と性関係を持つことを禁じた。(=残っていた)
明治の半ばの鹿児島 1 中 男子同士の性交渉は禁じたが実際には浸透している。
- 明治末期** 明治30年ごろから西洋医学の考え方が入ってきて、同性愛を変態扱いする風潮が生まれ始めた。
大正の半ばになると当事者の中でも変態行為との認識が広がっている。

まとめ 西洋：sin→crime→illness

日本：認識なし→illness

5月18日

(余談) HIS と東大美女凶鑑の問題

外見が天賦のものであるという考えはダメ

のど自慢などでも歌のうまさを競うことと、東大のミスコンで美女が選ばれることには違いはない。一方で、そのような考えに不快感を持つ人は多くいる。

ホステスのようだという批判→ホステスは低俗な職業ではない。

女性の商品化だという批判→ではジャニーズは男性の商品化といえるがそれはよいのか。

同性愛と現代社会

ストーンウォール事件

世界で初めて同性愛者が警察に抵抗した事件。

府中青年の家事件

1992年2月「働くゲイとレズビアンのかい (アカー)」が東京都の公共施設「府中青年の家」を利用した際に団体紹介に「同性愛に関する正確な知識や情報を広め、社会的な差別や偏見をなくすための活動を行っております。」と書いたところ、嫌がらせを受けたうえ、次回利用すらも拒否された。都教委の言い分「青年の家には健全につかってもらうために男女別室ルームというものがある。男性愛車が宿泊利用すると、同室にとまった者同士がセックスをする可能性があるから、同性愛者の

宿泊利用は認められない。」

都の言い分 1 「同性愛者を同室に宿泊させると性行為が行われる可能性がある。」

2 「他の青少年が性行為を目撃、あるいは想像することにより健全な成長が損なわれる。」

3 「他の青少年が同性愛者に嫌がらせをする可能性がある。」

1994年3月30日 東京地裁の判決

1 性行為を行う具体的な可能性がなければ利用を拒否できない。

2 目撃する可能性は低く、想像しても有害ではない。

3 嫌がらせをする側に対する利用の拒否の理由になるだけ。

憲法 20 条の学習権、21 条の集会の自由が侵されている。東京都の施設であるため、憲法が直接適用された。(私人間の問題に憲法は無効)

判決文の中に同性愛、同性愛者についてという章が設けられ、同性愛者に対し、人間が有する性的指向の一つであり云々という、中立的な立場からの定義が初めて載せられた。

東京都の控訴「青年の家に同性愛者がいること自体、ほかの青少年に悪い影響を与える。90年当時、正確な知識がなかったため、拒否判断は仕方なかった。」

1997年9月 東京高裁判決「行政当局としては、少数者である同性愛者を視野に入れたきめ細かな配慮が必要で、同性愛者の権利、利益を考えなければならない。そうした点に無関心であったり、知識がないということは公権力の行使者として、当時も今も許されることではない。」

→「知らなかった」では許されない！

(余談) カミングアウトは当事者のみに負担

カミングアウトに対して、「大丈夫、そんなの関係ないから。」などと軽い言葉で返してはいけない。その人にとっては大きなアイデンティティであり、それをわかってほしくて言っているのに、この一言で片づけられてしまうのは相手の気持ちを考えていない。

相手のアイデンティティに寄り添って話さなければならない。

パートナーシップと同性婚

狭義の同性婚はオランダ(2001)など

2015年6月26日 米連邦最高裁が同性婚を認める判決。

同性婚を認め、養子を認めると、既存の法制度の中の相続権などで問題を生じるため、各国慎重になっている中、思い切った決断。

2015年5月23日 アイルランドで同性婚？ 国民投票開票

Cf. take me to church

憲法 24 条問題 婚姻は両性の合意のみに基づいて成立し…。

渋谷区の条例 「男女平等および多様性を尊重する社会を推進する条例」というものの。

なんの役に立つのか。

「本区ではこれまで男女平等社会の実現を目指して男女共同参画社会の云々・・・」と、男女平等についての書き出しなのに、突然一部の性的指向に対する理解云々ということが現れる。

「区長は第4条に規定する理念に基づき公序良俗に反さない限りにおいてパートナーシップに関する証明をすることができる。」

→公序良俗に反さない限り！？公序良俗に反すパートナーシップとは??

「共同生活を営むにあたり、当事者間において規定で定める事項についての合意契約が公正証書によって交わされていることが必要 (2,30万かかる)」

「区長は前項の相談または苦情の申し立てがあった場合には必要に応じて調査を行うとともに云々・・・」

「区長は前項の指導を受けた関係者が当該指導に従わなかった場合勧告をすることができる。」

→区に対する異議申し立てができない仕組みになっている！

まとめ 議論が進んできてはいるが、まだまだ改善の余地だらけ。

6月8日

(余談) 東大生強制わいせつ事件を受けて

- ・強姦 暴行 or 脅迫、姦淫、13歳未満姦淫 性器の挿入あり
- ・準強姦 暴行または脅迫以外の手段を用いて姦淫した場合
- ・強制わいせつ 性器の挿入なし
- ・刑法か？ 警察 下着の中に
- ・迷惑防止条例か？ 各都道府県 着衣の上から

日本では強姦は減ってきており、むしろ強制わいせつ(痴漢を含む)が論点になるべき。(欧米ではレイプのほうが主流)

オナニー有害論

「オナンの罪」 『創世記』38章1～10章 ユダの次男のオナンが、主の怒りを買って殺された長男の代わりに義弟として兄嫁のところに行き、長男の子孫を代わりに残すように言われたが、オナンは「地に流し続けた」(=膣外射精?)ので、主の怒りを買って、彼も殺された。

17世紀までに、罪(sin)としての、懺悔の対象としてのマスターベーションという論調が成立している。「習性となって執拗に続けるものは悪魔の手によって...罪へと導かれる」

18世紀以前はオナンの罪 (=sin)

18~20世紀前半 医学上の病気

『オナニア』(1710年) 健康に害であるという論調

『生殖器の機能と疾患』ウィリアム・アクトン (1857年)

『告白』ルソー

発狂説、精液漏 etc.

19世紀米国 『精神の病気についての医学的探究と観察』 Benjamin Rush 1812 でも、発狂説が述べられている。

(余談) グラハムクラッカーは性欲を抑えるために作られた。

John Harvey Kellogg 1852-1943

エロティックな夢を見るのは砂糖が原因とって作られたのがコーンフレーク。

この人の弟が砂糖を入れて作ったほうがめちゃくちゃ売れた。

20世紀半ばまで有害論が続く。

1932年 『性の心理学』ハヴェロック・エリス日本語訳 →無害論!

なぜ有害だと言われてきたのか?

因果関係の逆転

例えば、オナニー患者を集めたとき、精神病がどんどん悪化していったのは、精神病患者が人前でオナニーをしてしまったがために、因果関係の逆推定が起きてしまったと考えるのが妥当。

(ただし、電車の中の水着の広告が痴漢を誘発するという考えに対しては、必ずしも因果関係の逆推定で済ませるべきではなく、性的自己決定権に基づくゾーニングの問題も同時に考えるべき。)

日本

江戸時代 過度の性行為、自慰は控えるべきという論調。しかし、明治時代に強い有害論に接ぎ木される。

明治時代 『造化機論』(アストン)

『通俗造化機論二篇』（フート 1877）

三種の電気説（人身電気、舎密（けみ）電気、摩擦電気）自慰では摩擦電気のみが発生するため、精神の疲弊が激しいというわけのわからない説。

森鷗外『ミタ・セクスアリス』でも、頭痛、動機がするなどの記述。自慰は万病のもとという論調が垣間見える。

森類『鷗外の子供たち』オナニーの罪悪感のあまり、類は母親に自慰のことを打ち明ける。母は、女のいるところに行っておいでといい、お金と、コンドームを渡し、吉原へ行かせた。マスターベーションよりも吉原のほうがましという論調があった。

マスターベーション経験率

- ・大学生男子 1974年 90.4%→1999年 94.2%、2006年 94.4%→2011年 91.1%
- ・大学生女子 26.1%→99年 40.1%→2006年 45.9%→2011年 36.2% 『「若者の性」白書』小学館)
- ・NHK 「日本人の性行動・性意識」

	16-19	20代	30代	40代	50代	60代
男	89	96	97	89	85	72
女	22	50	58	55	37	25

中国では男性でも日本の半分ぐらい。初めて経験する年齢もかなり遅い。

女性は学歴が上がるにつれて顕著に上がる。

→性欲は普遍的に同程度に備わっているものではない！

テクノブレイクや試合前のオナ禁など、似非科学が出回っている。

まとめ 社会によって欲求は作られている。性欲も同様。マスターベーションは生存に不可欠ではないし、本能であるとは言えない。↔sexuality

(補足 性欲が社会によって造られるというよりは、性欲の発現形態が社会によって造られるというほうが適切。)

6月15日

童貞 広辞苑における童貞の定義には女性も含まれている。また、新妻に捧げるものとしての童貞という概念もあった。

1980年代 「シロウト童貞」、やらはたの誕生。恋愛関係＝性交渉という意識がある社会の特徴。性交経験年齢が17歳から19歳に集中する。長年童貞でいるとインポになる？（平凡パンチ）

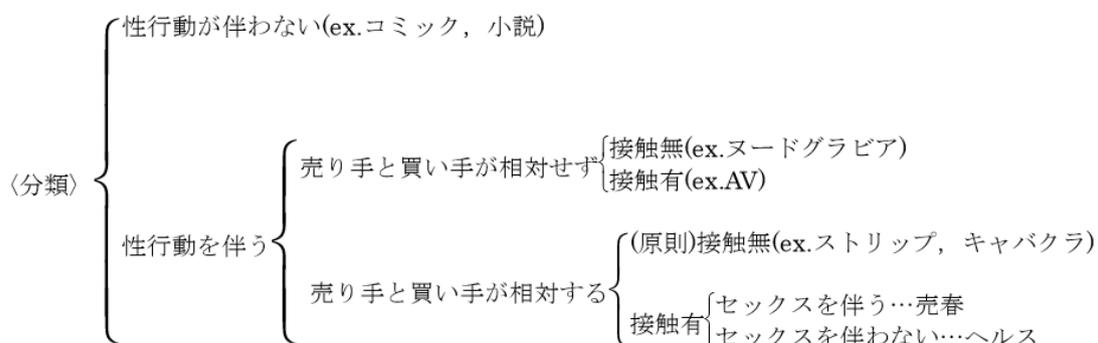
処女 1900年代 処女でなくなると血液の性質が変わるというわけのわからない説も。処女性の意味の変化（かつては、結婚した時に処女であるかが重視されたが、恋人が処女であるかにシフト）

性の商品化

性の商品化の定義 性に関するサービス、商品や情報が、金銭を媒介として流通すること。

ポルノグラフィ（1970年代ごろまでは⇔エロティカと考えられていた）

性欲を起こすことを主たる目的として作られ、性欲の充足のために消費される性に関する情報（写真、映像、文章など）



日本社会はこれらの間がグラデーションのように様々に発達している社会。

否定の論理

保守主義 (ベッドの外に出るべきではない) 性は隠しておくべき

近代主義 (性=人格) 性行為は愛に基づくものでなくてはならない

「売買春は、性の交流に金銭を介入させて、最も人格的側面である性、精神的要素を含む相互一体化、両者の人格を問う性関係を否定するものである。」林千代 『性の商品化に関する研究』→これはフェミニズムではなく、恋愛結婚の普及による結果。(by 瀬地山)

Addiction Model どんどん過激なものを求めていくことにつながる。

犯罪の誘発? →少なくとも強姦物のAVと強姦件数は関係ないだろう

→ゾーニングで解決できるか? (棲み分け)

見たくない自由とみる自由を両立させるために、ホームのキオスクに性的な描写のある雑誌を置いたりすることは避けるべき。

インターネットは比較的棲み分けがしやすい空間。

セックスワーク論

法的立場 以下の三つの立場がある。

非合法化 **illegalize** 犯罪化。多くの国で施行されている。

欠点：警察が関与できずブラックマーケット発生。

脱犯罪化 **decriminalize** 完全に自由にやってよいことにする。適応国なし。

欠点：完全にブラックマーケット化。善悪が市場原理にゆだねられ、危険。

合法化 **legalize** 登録制にする。オランダ等。

欠点：結局ブラックマーケットは発生する。

どれにしようが、売春はなくなる。いかにましな形を作れるかが焦点。

現行法 現行法は以下の通り。

日本の青少年に対する規定(刑法など)

13 歳未満 →性交渉をもつと強姦

13 歳以上 18 歳未満 →脅迫又は暴行を用いて姦淫 $\left\{ \begin{array}{l} \text{YES} \cdots \text{強姦} \\ \text{NO} \cdots \left\{ \begin{array}{l} \text{対償有} \leftarrow \text{児童売春防止法} \\ \text{対償無} \leftarrow \text{各都道府県の淫行条例} *1 \end{array} \right. \end{array} \right.$

18 歳以上 →売春防止法*2の規定による

※現在の日本の法制度(性交同意年齢は 13 歳)

*1…青少年保護育成条例の中にある，淫行処罰規定の通称のこと。(Wikipedia より*2 も)

*2…売春防止法で処罰の対象となる行為

*1 について、神奈川県青少年保護育成条例などでは、「健全な常識を持つ一般成人が～」というあいまいな記述

注) お金を払った性行為以外にも罰則がある。

女性向けの性商品？

腐女子、レディコミ・・・

日本は実は女性向け性商品の先進国。これも規制されるべきなのか？

腐女子の「リテラシー」これは男性同性愛のリアリティではないから、そこは混同してはいけない。

男女向き問わず性器をばかすことのマイナス点→コンドームの描写があいまいになってしまう。

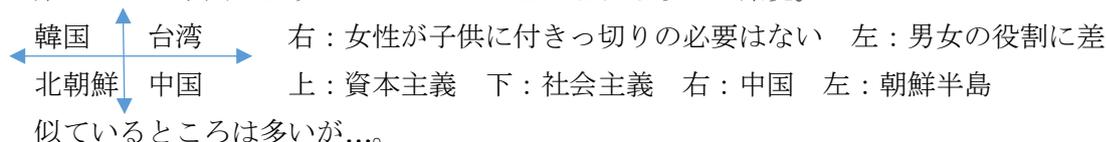
ジェンダーの比較社会学

変数をすべて統制できる実験は社会科学ではできない。完全な比較は無理。

例えば日本と中国の比較をしたとき、さまざまな分野において違うということはわかるが、なぜ違うかは、要素が多すぎて説明できない。

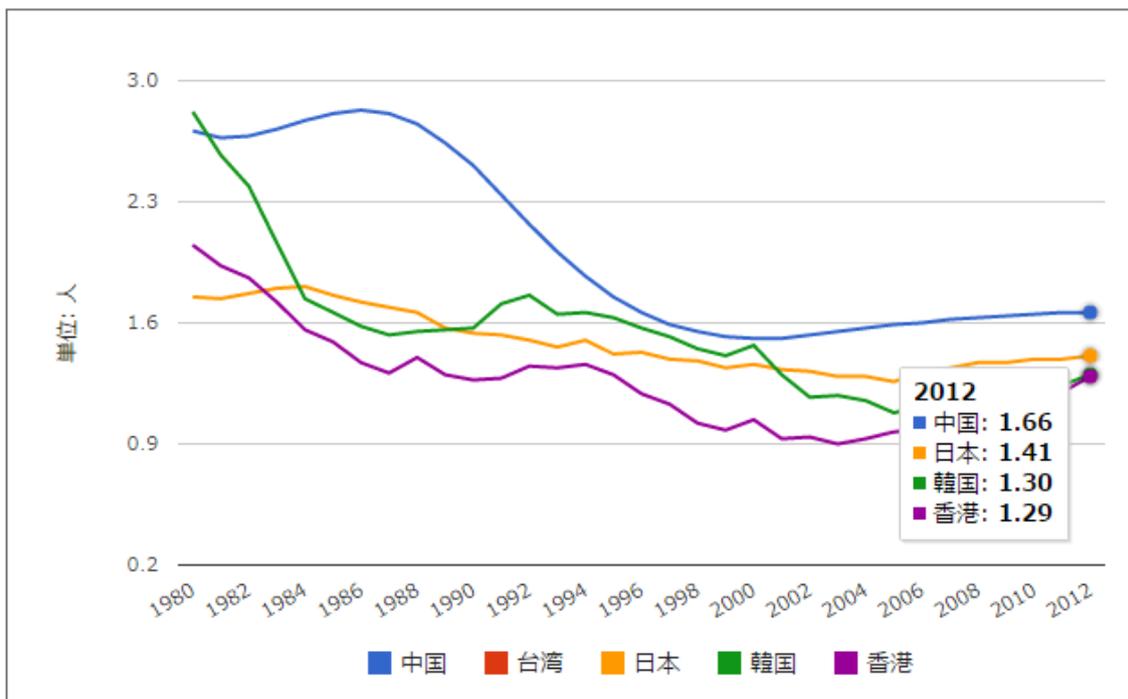
瀬地山は日中韓3ヶ国を用いて同時に比較した。

東アジアは下図のようにシンプルにまとめられる珍しい環境。



似ているところは多いが...

東アジアは超少子化社会



産業革命と少子化

- ・ 19世紀の貧しい環境で英国の子育て

このころ初めて職住分離が発生→子育てはどうするのか

- ・ 公衆衛生の問題が浮上

→フランス革命、ロシア革命

→国民国家、教育、軍隊

- ・ 資本家 vs 資本主義！

資本主義が成立するためには、国が介入して個々の資本家の「横暴」を抑え、子育てと産業が両立していくような配慮をするしかない。

- ・ 子育てと産業の両立 (←社会主義も共通)

英国の工場法

1833年工場法

子供の労働の制限→「子供」の誕生

1844年の工場法

既婚女性の労働の制限 (12時間以内) →「主婦」の誕生

男性の稼ぎ手

家事、育児、介護は労働力の再生産という観点から一括できる。(すべて、社会として労働力を維持するための仕組み)

- ・ ビクトリア期 (1837~1901)

男性の稼ぎだけで暮らせる世帯の誕生

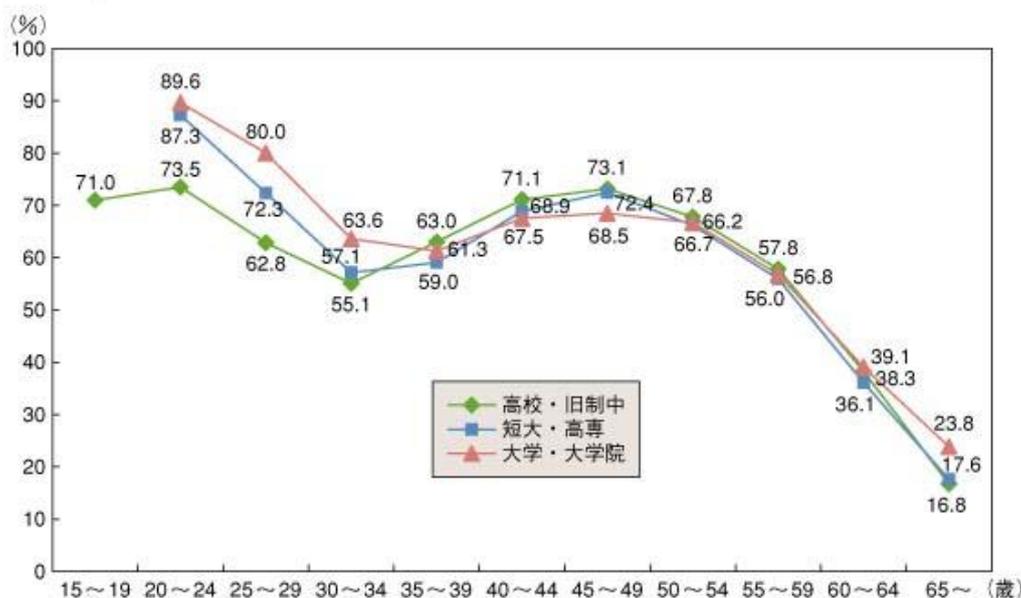
- = 「労働力再生産システム」としての主婦

韓国や台湾は産業化が圧倒的に遅れるので、1970年代に高度経済成長を経験してから主婦が誕生する。

- 「近代国家」の誕生

M字曲線

第7図 学歴、年齢階級別女性の有業率



(備考) 1. 総務省「就業構造基本調査」(平成14年)より作成。
2. 有業率: 15歳以上人口に占める有業者の割合, 「在学者」は除く。

- 3歳時神話 (日本)

子供が三歳になるまで母親が子供のそばにいたほうが良いという伝説。

- キロギアッパ (雁のお父さん) 現状 (韓国)

留学に行く高校生の息子に母親がついていき、父親が取り残される現象。(受験生の息子につきっきりになる)

これらの影響が強い日本や韓国では女性が出産後職から離れるためM字が成立。

一方で台湾など中国圏ではM字にはならない。

学歴と女子労働力率

女性の学歴が高いからと言って、働いている割合が高いとは限らない。

高学歴→高就業率の社会 (米・中)。(日本は緩い上がり方)

高学歴→高就業率とならない社会 (韓国) →主婦の相対的地位の高さ

台湾などでは女性が子供を地元において遠くに働きに行ったりしている。それを、母親を批判するのは日本が主婦が良いものという社会規範があるから。

社会主義と女性解放

女性解放は社会主義革命の一部とされた

社会主義と労働力再生産問題

社会主義も産業化と「国民創出」の矛盾が生じたが、主婦を成立させるのではなく、託児所を作るという選択肢をとった。(中国、北朝鮮) 女性も労働力として動員させた。

改革開放以降の土着化との「妥協」

女性の子育て重視？主婦の誕生？

北朝鮮の社会主義と土着化

- ・ 1996年以降に強い儒教の影響
- ・ 金日成の母に対する個人崇拜 (母の模範)
- ・ その次には金正淑 (金日成の妻) に対する個人崇拜 (夫に使える妻、姑に使える模範 ←こんなことは中国では起こり得ない！)

社会主義と伝統・文化規範

中国は男性が良く家事をする社会。北朝鮮の男性は家事はしない。

まとめ

社会主義

社会主義は農業の集団化、産業の国有化を初期は強引に推し進めたが、男女ともに比較的低賃金で動員するのでは再生産が成り立たなくなった。女性解放により男女ともに就労させた。再生産を成立させるために国は託児所を作った。

→中国では改革開放(78年以降)、北朝鮮では金日成体制等(67年以降)、脱社会主義化により土着化が進み、女性の家への回帰が見られた。→主婦の誕生。

中国と北朝鮮の相違 中国では男性の家事への貢献度が大きいのに対し、北朝鮮ではかなり保守的。北朝鮮では女性は結婚後職場をやめ、地域で動員される。

資本主義

産業革命以降の少子化に対し、男性一人の稼ぎだけで家庭を賄えるだけで家庭を支えられるだけの給与を与えた。→主婦の誕生

女性の学歴と就業率

高学歴→高就業率の社会 (米・中)。

高学歴→高就業率とならない社会 (韓国) →主婦の相対的地位の高さ (日本は緩い上がり方)

高学歴→高就業率の社会のほうが早く主婦が消滅すると予想される。

7月6日

プロジェクトX

昭和60年 男女雇用機会均等法誕生

大学を出ても仕事はお茶くみとお使い。

30歳定年制すら規制する法律がないので、嚴重注意しかできなかった。

住友セメント訴訟

女性は結婚、35歳になったら退職という契約。→反発、裁判→憲法違反との判決が出たが、方ぼうからの批判を受けた。

国連で女性差別撤廃条約が先進諸国で締結されたが、国内では動きがなかった。

労働局で一人の男が立ち上がり、労働局婦人少年局に部署ができた。

昭和58年法案作りの審議会設立

昭和59年審議会諮問入り

昭和60年5月 衆議院可決

昭和61年 施行

平成9年 改善 男女差別を完全に禁止した

女子差別撤廃条約（CEDAW）の批准

三つの法改正が必要だった

高校家庭科男女共修 1994年

国籍法両系主義 父親が日本人の場合のみ子供が日本国籍を持てた。1984年韓国は1998年

男女雇用機会均等法

雇用機会均等法はなぜ必要だった？

→労働基準法には、性別による差別を禁止する文句が含まれていなかった。

女性であることを理由として差別してはならないという文句は4条にあったが、女性の職種を下げてしまえば容易にかいくぐれた。

民法90条 公序良俗に反する事項を目的とする法律行為は、無効とする。（例えば、あなたの言うことは無条件になんでも聞きますというのも、認められない。）

住友セメントの裁判では、憲法14条の法の下での平等と、民法90条を使い、憲法の私人間効力の問題（憲法は政府を縛るものであり、私人間に効力はない。）を乗り越えて適用した。

深夜業は認めるべき？

使用者は18歳以上の女子を午後10時から午前5時まで使用してはならない。

原則適用と例外適用

→1999年に撤廃→鉄道で働く女性は10時に帰るなんて不可能だから。

保護が逆に男女差別を生んでいた。（生理休暇も病気休暇に含んでしまうべき）
航空、病院などは例外適用だった（看護婦が全員いなくなったらこまるし。）
国鉄は原則適用だったため、孤独な戦いを強いられた。

Gender Justice は、必ずしも個々の女性を守るのではなく、男女が平等に戦える場づくりを目指すこと。

まとめ 行動経済成長期に女性の社会進出が進んだが、その実はお茶くみなど、縁辺的な労働のみだった。しかし労働基準法には性差による差別を禁ずる文言がなかった。女子差別撤廃条約の締結後、法改正が進んだ。

- ①男女雇用機会均等法（1985）
- ②国籍法両系主義（1998）
- ③高等家庭科男女共修（1994）

法律 育児休業法（1991年）生理休暇（廃止を巡って議論が進んでいる）深夜労働（1999年より撤廃）

7月13日

・少子高齢化社会とジェンダー論

子育てで男にできないことはない

男は子供を産めなくても、子育てならできる。男でも最低半分は子育てを担える。
社会的性差（ジェンダー）⇔生物学的性差

みんなで少子高齢化社会を乗り越える

みんなが働く社会（男女問わず）

高齢社会が来ないようにする（高齢者の定義を70歳からにずらせば高齢化は進んだことにはならない。年金を70歳からにできるような社会にできるか？）

高齢者の働く社会＝介護問題

→シルバー人材の活用

日本は高齢者が働くことを悪いことと思わない珍しい社会（中国 高齢の親が働くことは子のメンツつぶしになってしまう。）

タクシー運転手や家のお手伝いなどを高齢者が担う。

消費税 消費税は早めに上げないと、所得税を払う労働者が減っていく限り、資産を持った老人がお金を払わずに済み、現役世代の所得税が上がっていく。

高齢者が働くと...

国内の調査によると、60歳以上の労働力率と一人当たりの医療費は軽い負の相関が

ある。→働くことが健康に悪いとはいえないそう。

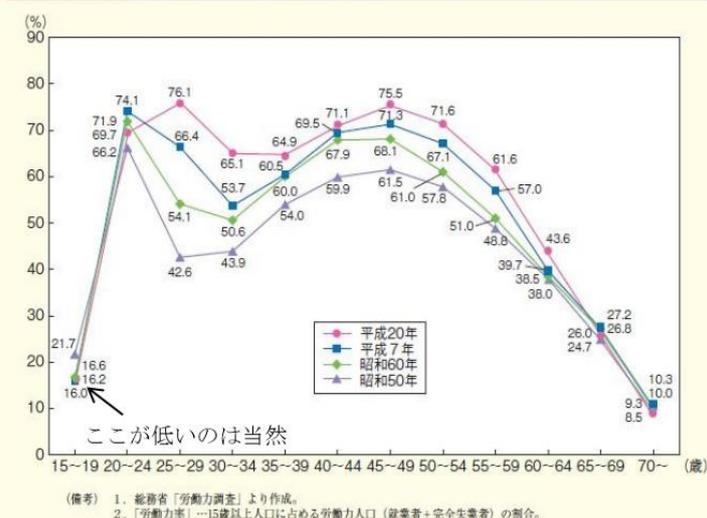
主婦に依存した高度成長期型の家族からの脱却

育児休業の政策の長期化には反対（現在は原則1年）（長くしても企業が女性をとりにくくなるだけ。）

職種を性別で分けるべきではない。技能で分けるべき。

女性を活用できない日本

第1-特-20図 女性の年齢階級別労働力率の推移



一見M字曲線の谷が浅くなってきている⇒出産後も子供を育てながら働く人が増えているように見えるが、実はこれは単に晩婚化、少子化の影響で出産の影響がグラフに表れにくくなっているだけである。第一子の出産後も就労し続けている割合は、実際には1985年ごろから2009年の間まったく比率として変わっていない。→女性を活用できない日本。

出産後の妻の就労状況

	'85~'89	'90~'94	'95~'99	'00~'04
継続(育休利用)	5.1	8.0	10.3	13.8
継続(育休無し)	19.9	16.4	12.2	11.5
出産退職	35.7	37.7	39.5	41.3
出産前から無職	34.6	32.3	32.0	25.2
不詳	4.7	5.7	6.1	8.2

二つ足すと、ほぼ変化なし
 少なくともこの女性たちは就労せず

日本では、大企業などから一度離れてしまうと、戻れない。

待機児童問題はなぜ急に？

出生半年後、有職の割合が増えていることが原因か。

育児休業の仕組み

基本は出産から1年。男性がとると2か月増える。さらに、やむを得ない事情がある時には1年半。

6か月間、基本給の3分の2支給！（あとは50パーセント）

→男性とシェアをするとよい。6か月6か月で男性と後退すれば、基本給の67パーセントをもらい続けることができる。

実は日本の育児休暇制度はよくできている。

◎夫の産休も！ぜひ立ち会いを！

忌引は法的に認められたものではない。職場の同期が、みんなで支えてあげるべき（半

年前から予定日は大体わかっているのだから)

ポイントは高齢者と主婦

- 主婦優遇の制度
 - 配偶者控除 (税金をまけてくれる)
 - 配偶者手当 (お金もらえる)
- 年金
- 医療保険
- 介護保険

→安倍政権の「女性活躍」は言葉だけ。どの政党も、主婦とその夫を合わせた 2 千万人の層を敵に回せない。これを撤廃しなくては女性活躍はない。

主婦の地域的分布

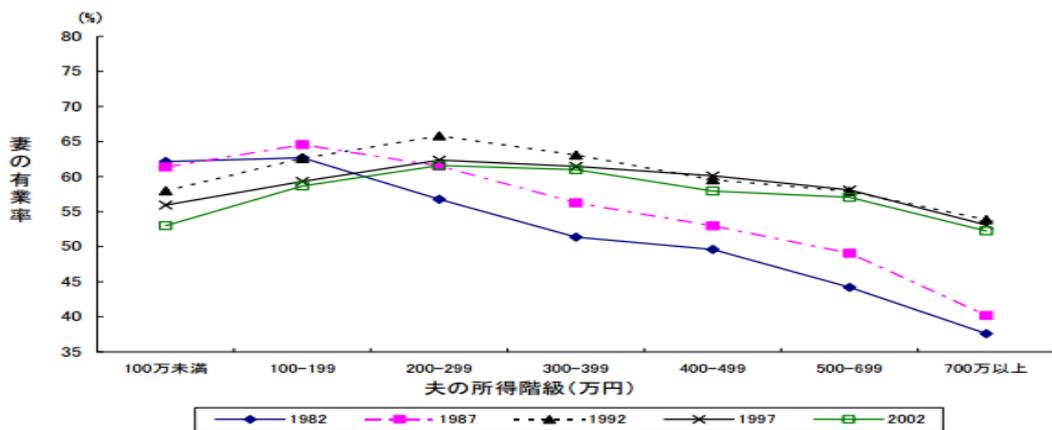
都道府県別妻の有業率

有業率上位		No	有業率下位	
山形	71.7	1	奈良	47.7
福井	70.9	2	大阪	49.0
富山	70.1	3	神奈川	50.2
島根	69.7	4	兵庫	51.6
鳥取	69.5	5	千葉	53.1
新潟	68.4	6	東京	53.1
石川	68.4	7	埼玉	53.2
高知	68.0	8	北海道	54.2
長野	67.0	9	沖縄	55.4
秋田	66.8	10	京都	55.4

↑(大)都市無し ↑都市圏多い ⇒ 非都市部では子の面倒を祖母などが見るし、第三次産業でなくても女性は働く傾向がある。

東京や大阪は専業主婦が発生しやすい地域。東大はアッパーミドルの専業主婦層の人間が多い。地方(女性の就業率も高い)からお金を吸い取って豊かな専業主婦層が優遇される社会はおかしい。

主婦の階層別分布夫の年収が上がると妻は働かなくなる→専業主婦は高階層



就職四季報女子版

くるみんマーク、子持ち数、既婚率、勤続年数などを掲載。

企業の分類



マミートラック・・・人事考課が累積評価なので、育休後の成績がそのまま累積する。育休を女性がとりやすいので、結果的に女性が出世できない仕組みになっている。

WLB・・・Work and Life Balance

子持ちの女性管理職が複数いるかが一つの指標。

妻の収入から男性の収入を見たとき

年収 150～399 万あたりを谷とする大きなV字を描く。主婦層と、400 万以上（8 パーセント）の女性の世帯が裕福。→主婦になりたいのもわかる。

家事は**手伝う**ものではない。

女性の問題ではない

例えば、

植林をする林業者

植林をしない林業者

植林をしない林業者のほうが植林に労力を割けるので、儲かるが、30 年後にはげ山で起きる大洪水のことを考えれば、植林をする林業者の高い木を買うことが30 年後の水害を防ぐことにつながっている。

男だって大変

男性だからといって、労働者確保のために働かせていたら、社会がだめになる。

日本は自殺大国

他殺の70倍も自殺している。

私たちにできること

夫の家事の時給は結構高い(残業せずに家に帰って2時間家事をすれば時給1万以上!)
ということを念頭に置き、残業をするほうが得か帰宅して家事をするほうが得か考えて人生設計をするとよい。

女性問題と考えるのではなく、男女共同参画として考えていくべき。

まとめ 日本の育児休暇の制度は比較的好くできているが、主婦、高齢者の特権が多く、これらの層が労働力となりにくい社会制度となっている。少子高齢化社会を乗り切るためにも、女性、高齢者の労働は不可欠。

付録 2016年度期末試験

以下の問に対しそれぞれ 12 行以内で論述せよ。ただし、99. は裏面を用いてもよいが、1.2. は表面に解答すること。

1. 講義で紹介した性に関する「似而非科学」のような言説や商品を複数例にあげ、それらがどのようにして生まれたか、また、そのメカニズムを考えることが現代社会における我々の性の社会学に対してどのような意味を持つか論ぜよ。

2. 少子高齢化社会を考えるにあたって、「女性活躍推進」の問題ではなく、「男性の問題」として考えることはどのような意味を持つか論ぜよ。

99. 講義に対する感想、ネタ等を自由に書け。佳作若干名に 5 点、最優秀作品 1 名に 10 点を与えるただし、ここだけ書いても単位は与えない。なお、大学というのは、「単位ください。」と言って単位が来るほど甘い場所ではないが、「お前なんか嫌いや。」といったからと言って単位を与えないような不平な場所でもない。